

令和2年第4回東広島市議会臨時会

議

案

令和2年11月

目 次

議案第 2 0 9 号	職員の給与に関する条例の一部改正について……………	1
議案第 2 1 0 号	特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の 一部改正について……………	3
議案第 2 1 1 号	東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部改正について……………	5

議案第209号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）」を削る。

第13条第2項第2号ただし書中「、任期付短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員」を「及び任期付短時間勤務職員」に改め、「その他の任用の事情」を削る。

第23条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第6条第3項及び第13条第2項第2号ただし書の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和3年4月1日

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、本市職員の給与の改定を行うとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第210号

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定に合わせて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特種勤務手当（一略）、へき地手当（一略）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第211号

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の任期付職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。